

尾道市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 尾道市

事 業 名 : 船舶運航事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	5 人	年 間 輸 送 人 員 数	10千人
営 業 航 路	2.7 km	在 籍 船 舶 数	1 隻
運 航 路 線 数	1 本	平 均 船 齢	5 年
年 間 運 航 キ ロ	8,124	乗 船 効 率 * 1	7.6%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可	平成10年8月20日	運輸省認可証中国運認第456号
実 施	平成18年1月10日	尾道市渡船条例

(3) 料金水準の検討

本航路の1km当たりの料金は、近隣の他航路と比較して安い水準となっているが、細島には学校や病院、店舗等がなく、生活するうえで本航路の利用が欠かせない中で運賃が住民にとって負担になっているため、住民生活に与える影響を考慮し、当面は料金の改定を予定していない。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	H29	4,030千円	H30	3,123千円	R01	2,956千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H29	100.0%	H30	100.0%	R01	100.0%
純 損 益 (又は実質収支) ※過去3年度分を記載	H29	0千円	H30	0千円	R01	0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	H29	0%	H30	0%	R01	0%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本航路は補助対象航路であるため、国及び広島県からの補助金及び一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

本航路の利用者のほとんどが細島住民である。
細島における人口減少や高齢化の進行による輸送需要の減少により、今後も利用者数の減少が進むと予測される。

(2) 料金収入の予測

公共工事等の実施に伴う自動車輸送の一時的な増加等不透明な部分はあるが、利用者数の減少に伴い料金収入は減少傾向が続くと予測される。

(3) 船舶更新時期の見通し

現在使用している船舶は平成28年に建造されたものであり、令和10年に耐用年数を経過する。
更新時期については、耐用年数が近づいた時点で検討することとする。

3. 経営の基本方針

本航路は、離島である細島と因島を結ぶ離島航路であり、細島の住民にとって唯一の交通手段である。
細島には教育施設、医療施設、郵便局、商店等がないため、住民の交通手段及び生活物資の輸送手段として生活に欠くことのできない航路となっている。
そのため、今後も尾道市による公営の体制を維持しながら、利用実態に即した運航形態について検討を進め、持続的な航路運営体制を構築していくものとする。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

平成28年3月に新船を建造しているため、今後10年間に大きな投資事業はない見通しである。

②収支計画のうち財源についての説明

料金収入は減少傾向が続くと見込んでいる。
今後も、国及び県からの離島航路補助金に加え、財源不足を市の一般会計繰入金により収支均衡を図らざるを得ない。料金改定については、生活航路としての観点から10年間の中で計画はしていない。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、正規職員を雇用せず会計年度任用職員による運航を継続することで抑制を図る。
職員給与費以外の費用のうち、燃料費については原油価格の変動等予測不能な部分はあるが、競争入札により最も安価な業者から購入することで費用の高騰を防ぐ。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

令和3年10月1日から時刻表改定される見通しである。改定により平日が9便から8便へ変更となるため、船員の勤務時間と1日あたりの運航距離が約1割短縮され、人件費と燃料費が抑制される見込みである。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、
改定等に関する事項

経営戦略については、5年を目途に見直し更新を行っていく。